



民事弁護実務の基礎

～シナリオ民事保全・執行～



司 法 研 修 所
民事弁護教官室

はしがき

本書は、司法修習生に民事保全・民事執行手続における代理人としての活動の一例を伝えるために作成した教材です。

民事保全は、訴訟係属中の債務者の行為等により強制執行ができなくなるのを防止するという本来的な機能にとどまらず、保全執行を契機とする交渉の結果、訴訟前に和解が成立するという副次的な効果を持つこともあり、実務の現場では、紛争解決のために民事訴訟と同様に重要な役割を果たしています。また、「執行は、法の終局であり果実である。」と言われているとおり、民事執行は、勝訴判決を実現し、依頼者に真の満足を与えるための極めて重要な手続です。

民事弁護教官室ではこれまでに、民事弁護教材として「改訂民事保全（補正版）」（平成25年）、「3訂民事執行」（令和3年）を発行しています。本書はこれらの民事弁護教材の理解への架け橋として、三種類の保全手続（仮差押え、係争物に関する仮処分、仮の地位に関する仮処分）の中から仮差押えの手続を、また、数多い民事執行の類型の中から金銭執行の中の債権執行手続を取り上げて、その流れをシナリオ形式で解説しています。まず、目次を見て全体像を頭に入れてから本文を通読し、適宜資料編も参照しながら、仮差押え、債権執行の具体的なイメージをつかんでください。その後、注の記載を参照しながら民事弁護教材の該当箇所当たり、理解を深めてください。

本書を足がかりに、他の民事保全手続、民事執行手続についても学習を進め、民事保全・民事執行全体の知識を修得してもらうことを期待しています。

令和7年2月

司法研修所民事弁護教官室

目 次

第1部 民事保全編

第1章	平成23年6月15日（水）午前10時	～ 端緒	3
第2章	平成23年6月15日（水）午後1時	～ 事前準備	5
第3章	平成23年6月15日（水）午後6時	～ 受任、報告書準備	5
第4章	平成23年6月16日（木）～17日（金）	～ 申立ての準備	9
第5章	平成23年6月20日（月）午前10時	～ 申立て	9
第6章	平成23年6月21日（火）午前10時	～ 債権者面接	9
第7章	平成23年6月21日（火）午後1時	～ 供託	11
第8章	平成23年6月21日（火）午後3時	～ 担保受入れ	11
第9章	平成23年6月22日（水）午後4時	～ 発令、その後	11

第2部 民事執行編

第1章	平成29年6月14日（水）午前10時	～ 端緒	13
第2章	平成29年6月16日（金）午後1時	～ 弁護士会照会	15
第3章	平成29年6月30日（金）午後3時	～ 債権差押え受任	15
第4章	平成29年6月30日（金）午後4時	～ 所内打合せ	16
第5章	平成29年7月 4日（火）午前10時	～ 所内打合せ	17
第6章	平成29年7月 4日（火）午後1時	～ 申立て	17
第7章	平成29年7月 7日（金）	～ 発令、その後	17
第8章	平成29年7月13日（木）	～ 第三債務者陳述	18
第9章	平成29年8月 4日（金）	～ 権利行使	18
第10章	平成29年8月16日（水）	～ 依頼者への送金・終了	18

【凡例】

法令

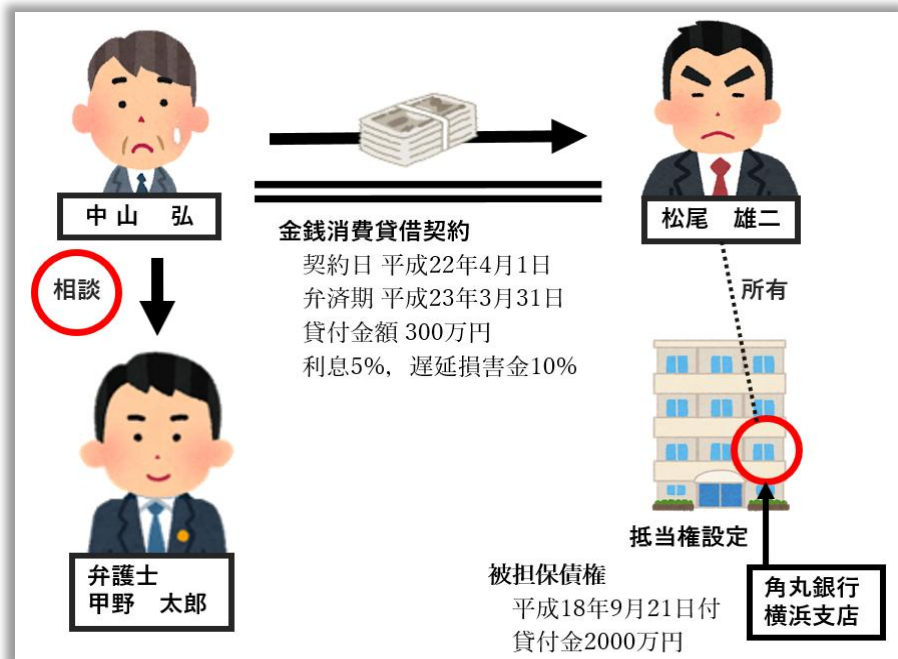
民訴 民事訴訟法
 民執 民事執行法
 民執規 民事執行規則
 民保 民事保全法

文献

手引 9訂民事弁護の手引（R6）
 立証活動 8訂民事弁護における立証活動（R5）
 保全教材 民事弁護教材改訂民事保全（補正版）（H25）
 執行教材 民事弁護教材3訂民事執行（R3）

第1部 民事保全編

【関係図】



第1章 平成23年6月15日（水）午前10時 ～ 端緒

* 弁護士の甲野太郎は、顧問先の(株)中山商事の中山弘社長から電話を受けた。

【甲野】 はい、もしもし、甲野です。

【中山】 甲野先生、いつもお世話になっております。中山商事の中山です。

5 【甲野】 ああ、中山さん、どうされましたか？

【中山】 実は、去年の4月、松尾雄二という高校時代の友人に300万円を貸したんですが、約束の期限の今年の3月末を過ぎても返してこないんです。4月の半ばくらいからメールで催促しているのですが、すぐに返す、申し訳ないという返事が来るばかりで、5月末を最後に返信もなくなっていました。6月に
10 入ってからは何度も電話を架けてみたのですが、全く電話にも出ない状況です。周りの友人に相談したところ、あいつは借金まみれとのことで、5月末で、会社も辞めてしまったようです。もうじき実家のある北海道に引き上げるという噂も耳にしました。どうすればよいかと思い、御連絡した次第です。

【甲野】 分かりました。至急、お会いして対策を考えましょう。中山さん、松尾さん
15 とはお友達とのことですが、契約書などの資料はありますか。

【中山】 はい、額が大きいので、念のため契約書を作っておきました。印鑑登録証明書ももらっています。お金を銀行から振り込んだときの振込票もあります。

【甲野】松尾さんには不動産など、何か資産がありますか。

【中山】私が知る限り、少し前に買ったマンションがあるだけです。自動車も持っていませんし、預金なども少しはあるのですが、借金まみれですから、あったとしても知れたものだと思います。

5 【甲野】自宅は住宅ローンの抵当に入っているでしょうが、今の価値はどのくらいなのでしょう。

【中山】そういえば、松尾の自宅の近所に最近ショッピングモールが開業して、地価が随分上がったと聞きました。

10 【甲野】松尾さんが退職されたのであれば、退職金もあるかもしれませんね。勤務先は、どちらだったのですか。

【中山】元々は大手の竹川製作所にいたのですが、2年前に中小企業の梅原企画という会社に転職したので、退職金があったとしても大きくないと思います。

15 【甲野】分かりました。やはり、松尾さんの資産として目ぼしいものは、自宅不動産しかなさそうですね。中山さんの債権を保全するとなると、自宅不動産に「仮差押え」という手続をかけることが考えられます。急いで対応が必要かもしれませんが、可能であれば、今晚、例えば午後6時から打合せをしたいと思います。いかがでしょうか。

【中山】分かりました。今晚、空いておりますので、事務所に伺います。

20 【甲野】それでは、貸付けの際の契約書（資料1）、印鑑登録証明書（資料2）、お金を振り込んだときの振込票（資料3）、松尾さんに催促したときのメール（資料4）とその返事の一式を御持参ください。それぞれ事前にメールで頂ければ、こちらでも内容を確認しておきます。契約書、印鑑登録証明書と振込票は原本をお持ちください。あと、委任状を頂いてすぐに仮差押えの準備をする必要があるかもしれませんので、印鑑をお持ちください。認印でも構いません。

25 【中山】分かりました。契約書などはPDFにしてすぐにお送りします。松尾とのメールのやり取りもまとめて転送します。御検討よろしく申し上げます。

第2章 平成23年6月15日（水）午後1時 ～ 事前準備

- * 甲野弁護士は、中山から、事前に送るよう指示していた資料1から資料4までが添付されたメールを受信した。
- * 契約書に記載された松尾の住所について、横浜地方法務局に電話をかけて地番¹を教えてもらい、その地番を基に、松尾の自宅マンションの建物全部事項証明書²1通を、最寄りの法務局³で取得した（資料5）。
- * 松尾の自宅マンションの剩余価値（売却代金から、手続費用、抵当権等の優先債権の合計額を差し引いた後に残る価値）を検討するため、不動産業者のWebサイトを検索し、松尾の自宅と同じマンション内で松尾の自宅と条件の近い物件の販売情報を取得した（資料6）。

第3章 平成23年6月15日（水）午後6時 ～ 受任、報告書準備

【中山】契約書、印鑑登録証明書、あと振込票の原本を持参しました。

【甲野】ありがとうございます。それでは、先ほどのお電話では伺えませんでした、貸付けに至った経緯を教えてください。

【中山】去年の3月に同窓会があったのですが、そこで久しぶりに松尾と会い、2次会では席も隣になったので少しゆっくり話をしました。松尾は高校時代バスケット部のキャプテンで元々とても元気のいい奴なのですが、そのときはふさぎ込んでいる様子でした。何か悩みでもあるのかと聞いたところ、「実は実家の方で問題があって…」と話し始めました。

¹ 不動産である土地を特定するための「地番」と日常生活における住所等を表す「住居表示」は異なる。両者の意義の詳細、両者の対照関係の調査方法につき立証活動 51 頁、52 頁参照。なお、脚注 15 も参照。

² 不動産の登記事項証明書（立証活動 50 頁、51 頁、60 頁、61 頁）は、不動産の所在、種類、面積、所有者の住所及び氏名、権利変動等が記載された不動産登記の内容に関する証明書である。電子化される前の「登記簿謄本」という呼称が用いられることも少なくない。

³ 不動産の登記事項証明書は全国の法務局で取得可能である。急を要しない場合は、オンラインで請求し、郵送で交付を受けることもできる（立証活動 61 頁）。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

松尾の実家は鉄工所で、昔から大手企業の下請をしていて安定した会社でした。松尾も昔は、自分の一人息子が大学を卒業したら、故郷に戻って実家を継ぎたいと言っていました。ところが、最近その鉄工所も老朽化してきて、新しい機械を導入しないと下請の契約を切られてしまう、でも、銀行が融資を認めてくれず、500万円用立ててくれないかと実家から松尾に相談があったとい
5 うのです。200万円は準備できたが、あと300万円足りないと言って悩んでいました。

【甲野】それで、中山さんが貸すことになったのですか。

【中山】はい。言いにくそうに、中山は会社をやっているということだけど、もしよ
10 ければ300万円貸してくれないかと言われました。会社が回れば楽々返せるし、1年後には息子も大学を卒業するので自分でも返済できるとのことでした。元々信頼できる奴でしたので、貸すことにしてしまいました。

【甲野】なるほど。それで、契約書を作って、松尾さんにお金を貸したのですね。

【中山】はい。しかし、結局、他の同級生に聞いたところを総合すると、松尾はギャ
15 ンブルに狂ってサラ金から借金をするようになっていて、実家の方でも尻拭いをさせられて大変だったようです。故郷の話は全部嘘だったのです。許せませんので、きっちり回収したいと思います。

【甲野】お電話では会社も辞めているとのことでしたが、間違いないでしょうか。

【中山】はい。先生にお電話した後、試しに梅原企画に電話をかけてみたのですが、
20 やはり、先月末で退職したとのことでした。梅原企画の名刺と、その前に勤めていた竹川製作所のと時の名刺も持参しました。松尾が辞めたことを教えてくれた友人によれば、特に就職活動をするわけでもなく、「親も年だし、家も処分して実家に帰ろうかな」と言っていたとのことでした。

【甲野】そういうことであれば、やはり自宅の仮差押えが必要そうですね。その上で
25 支払を交渉し、だめであれば、訴訟をして判決を取り、回収しましょう。

【中山】分かりました。先生、是非、お願いいたします。

【甲野】私の方で自宅マンションの登記簿謄本⁴と、松尾さんの自宅と同じマンション内の物件の売出情報を集めてみましたので、コピーをお渡しします。

【中山】なるほど。あの辺りの不動産の価格は上がっているようですね。これなら3000万円くらいで売れるのではないのでしょうか。回収もできますね。

5 【甲野】必ずしもそうはいえませんが、競売になると価格は大分安くなってしまいますし、他の債権者もいるので何ともいえませんが、期待はできそうです。

【中山】甲野先生、すみません、「仮差押え」という手続は債権保全のためとお聞きしましたが、簡単に手続の流れを教えてくださいませんか。

【甲野】はい。手続全体の流れは、このようになっています（右図を示しながら説明）。

【中山】ありがとうございます。大まかな流れは分かりました。

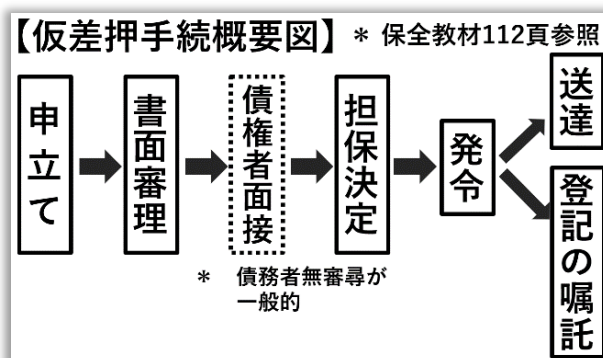
「書面審理」と「債権者面接」⁵

15 で聞いた債権者からの話だけで審

理して、債務者の話は聞かずに手続が進むのですね。

【甲野】仮差押えは債務者に財産隠しをされないように密行性が重要ですので、基本的には債務者側の審尋や口頭弁論を経ずに審理が進みます⁶。そこで、保全が認められるための要件である①被保全権利と②保全の必要性という二つの要件⁷を、文書でしっかりと疎明⁸していかなければならないのです。

【中山】なるほど。あと、「債権者面接」の次の「担保決定」ですが、これは何を担保するものなのでしょうか。



⁴ 正式には「建物全部事項証明書」。前注2参照。

⁵ 保全教材19頁。いわゆる「債権者面接」とは、民保7条、民訴法87条2項にいう審尋のことである（以下同じ）。なお、東京地裁、大阪地裁など保全担当の専門部が置かれている裁判所では、原則として全件で債権者面接が行われている。

⁶ 保全教材19頁以下。

⁷ 保全教材42頁以下。

⁸ 疎明（民保13条2項）は、即時に取り調べ得る証拠により行う必要がある（民訴188条）。したがって、文書や検証物による（人証によらない）のが原則となる（保全教材14頁）。

【甲野】この担保の目的は、仮差押えが認められたものの、本案になる貸金返還請求訴訟で敗訴したという場合に、仮差押えをされたことにより債務者が被る損害を担保することにあります。したがって、このお金は、例えば、訴訟で債権者が勝訴すれば、担保の取消しという手続⁹を経て返ってきます。

5 【中山】分かりました。ところで、その担保はいくらくらいになるのでしょうか。

【甲野】具体的な金額は債務者に生ずべき損害の額を踏まえて担当裁判官が定めるのですが、貸金債権を保全するための不動産の仮差押えについては不動産価格の10～25%くらい¹⁰が相場です。土地建物の固定資産評価証明書¹¹の金額の合計が例えば2200万円であれば、そこから抵当権の被担保債権額である2000万円を控除した200万円が基準になるので¹²、20～50万円くらいではないかと思います。それと、仮差押えの登記をするための登録免許税と郵便切手（郵券）、お渡ししている当事務所の報酬規程記載の弁護士費用が必要になります（具体的な金額について説明）。これらは原則として現金で用意する必要がありますが、大丈夫でしょうか。

15 【中山】大丈夫です。それでは先生、よろしく願いいたします。

【甲野】承知しました。具体的な準備ですが、まず、委任契約書¹³を作成し、委任状を頂きます。その後、弁護士費用の着手金のお振込みを頂くという流れになります。それでは、この2種類の委任契約書（本訴用及び不動産仮差押命令申立用（資料略））をそれぞれ2通ずつで計4通、委任状4通（本訴用（資料略）、不動産仮差押命令申立用（資料7）、供託用（資料8）¹⁴、供託金取戻用（資料9））に署名と押印をお願いします。

⁹ 保全教材 107 頁以下。民保 4 条 2 項、民訴 79 条参照。

¹⁰ 保全教材 25 頁以下、特に 29 頁から 32 頁までの表参照。

¹¹ 書式例は立証活動 230 頁参照。

¹² 保全教材 27 頁。

¹³ 書式例は手引 190 頁参照。

¹⁴ 供託用委任状には「確認を請求する」と記載して職印を押印し（資料 8）、確認を受けておくとい。供託金取戻の際、本来は委任者の印鑑証明書の添付が必要となるが（供託規則 26 条 1 項本文）、供託時の委任状と同じ印鑑を用いて取戻しの委任状を作成すれば、確認を受けた委任状を印鑑証明書の代わりにすることができて印鑑証明書の準備が不要になる（同条 3 項 3 号）。

第4章 平成23年6月16日（木）～17日（金）～ 申立ての準備

- * 甲野弁護士は、横浜市中区役所で松尾の自宅マンションの専有部分と敷地の固定資産評価証明書を各1通取得した。これにより判明した固定資産評価額から抵当権の被担保債権額を控除した差額は321万6575円であった。
- 5 * 甲野弁護士は、弁護士会の図書室で、松尾の自宅の住所と地番の対照を示すブルーマップ¹⁵を閲覧し、該当箇所のカラーコピー¹⁶を取った。
- * 甲野弁護士は、中山から聴き取った内容を「報告書」としてまとめ（資料10）、同人に確認してもらい、署名押印をしてもらった。

10 第5章 平成23年6月20日（月）午前10時～ 申立て

- * 甲野弁護士は、〇〇地方裁判所¹⁷の保全担当部に不動産仮差押命令申立書（保全教材119頁）を提出した¹⁸。
- * 裁判官との面接（債権者面接）の日時について裁判所書記官と調整をし、翌6月21日（火）午前10時に予約を入れた。

15

第6章 平成23年6月21日（火）午前10時～ 債権者面接

- * 〇〇地方裁判所 審尋室 担当の山崎裁判官のデスク

【山崎】おはようございます。本件担当の山崎です。

- 20 まず、疎明資料（甲1から4まで）について原本確認を行います¹⁹。原本を見せてください。

（甲野から受け取った原本を一通り検討して）



¹⁵ ブルーマップの書籍概要については、<https://www.zenrin.co.jp/product/category/residentialmap/bluemap/index.html> を参照。なお、現在では、登記情報提供サービス内の地番検索サービスにより確認することも可能である（立証活動 52 頁）。

¹⁶ ブルーマップは黒・赤・青の違いが重要であるため、コピーはカラーで取る必要がある。

¹⁷ 管轄裁判所については保全教材 7 頁、44 頁参照。

¹⁸ 申立ての後、書面の誤記や書類の不備等がある場合、裁判所書記官から補正の促しの連絡がある。これについては速やかな対応が必要である。

¹⁹ 文書の提出は原本、正本又は認証のある謄本でなければならない（民事保全規則 6 条、民事訴訟規則 143 条 1 項）、面接には原則としてこれら原本等を持参しなければならない（保全教材 20 頁）。

これまで返済がなされていないとのことですが、全く返済はないということ
でよろしいでしょうか。

【甲野】 はい。一切返済はありません。

5 【山崎】 「債務者は言を左右にして」とありますが、請求債権について争うような態度
はありましたか。

【甲野】 いいえ、債権自体に争いはありません。債務者は当初支払の遅延を謝罪して、
報告書にもあるとおり、「もう少しだけ時間下さい」と猶予を求めておりました。
しかし、6月以降は、連絡に応じることもすらしなくなっていました。

【山崎】 代理人が就いてからの事前交渉はないのですね。

10 【甲野】 はい。財産隠しのようなことをされても困りますので、まずは、仮差押えを
した上で、任意の支払を求めて交渉する予定です。

【山崎】 債務者は会社も辞めたと…。別の会社に就職してはいないですか。

【甲野】 確実なところは分かりませんが、共通の知人に話したところでは、実家に帰
る計画をしているとのことでしたので、就職はしていないと思います。

15 【山崎】 事情はよく分かりました。では、担保決定をいたします²⁰。担保の額は、5
0万円といたします。いかがでしょうか²¹。

【甲野】 はい。分かりました。

【山崎】 第三者供託の上申書やボンド²²の申請書は出ていませんが、原則どおり現金
を供託されるということですのでよろしいですね。

20 【甲野】 はい、現金で準備します。

【山崎】 担保を提供する期間は、7日間²³でよろしいですね。

迅速性が求められる保全手続では、持参資料の確認は特に入念に行いたい。

²⁰ 保全教材 25 頁以下参照。

²¹ 固定資産評価額と被担保債権額の差額（本件では 321 万 6575 円）を基準に、疎明の程度などに鑑みて決定された金額である（保全教材 29 頁）。

²² 銀行等との間で支払保証委託契約を締結する方法を実務上「ボンド」と呼ぶ（保全教材 32 頁以下）。

²³ 初日不算入（民保 7 条、民訴 95 条 1 項、民法 140 条）。

【甲野】はい。結構です。

第7章 平成23年6月21日（火）午後1時 ～ 供託²⁴

- * 供託先 ○○法務局²⁵
- * 申請書類 供託書（資料11）²⁶
- 5 * 添付書類 供託委任状（資料8）²⁷
- * 受付審査完了後、法務局内の出納窓口で供託金を納付。
- * 供託書正本（資料12）の受領。

第8章 平成23年6月21日（火）午後3時 ～ 担保受入れ

- 10 * 甲野弁護士は再度○○地方裁判所に行き、供託書正本とその写し²⁸のほか、所定の郵券、所定の目録²⁹及び仮差押登記の登録免許税額相当の収入印紙³⁰を提出した。

第9章 平成23年6月22日（水）午後4時 ～ 発令、その後

- 15 * 仮差押命令発令。甲野弁護士は、裁判所で仮差押決定書³¹正本（資料13）

²⁴ 保全教材 32 頁以下。

²⁵ 担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所（民保4条1項）。担保決定後、迅速に保全命令発令に至るため、多くの場合は前者の供託所に供託する。

²⁶ 保全教材 129 頁。

²⁷ 法人の場合は、更に資格証明書（法人の代表者が当該法人の代表権を有することについての証明書）が必要。資格証明書の種類には、「第4版民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録」117 頁に掲載されている代表者事項証明書（商業登記規則30条1項4号）のほか、現在事項証明書（同項1号）、履歴事項全部証明書（同項2号、書式例は立証活動226頁）がある。

なお、供託所と代表者の資格の証明をすべき登記所が同一の法務局又は地方法務局の本局、又は支局である場合は印鑑カードの提出で足りるとする簡易確認手続がある。供託金取戻し（保全教材107頁以下）の際に必要な印鑑証明書についても同様である。

²⁸ 供託書正本と写しの双方を示させ、同一性確認後、供託書正本を返却し、写しを提出させることとしている裁判所もある。

²⁹ 保全教材 18 頁。

³⁰ 本件では印紙代は1万2800円となる。計算式は請求債権額（321万6000円：1000円未満の端数切捨）×4/1000（100円未満の端数切捨）である。登録免許税額が3万円を超える場合、金融機関で国庫金納付の手続きをとり、この納付書を提出する。

³¹ 保全教材 34 頁以下。

を受領した。

＊ 裁判所書記官は横浜地方法務局に、仮差押登記の嘱託（民保４７条２項、３項）をした³²。

5 ＊ 甲野弁護士は、６月２８日（火）、インターネット上の登記情報提供サービス³³を利用して、仮差押登記がなされていることを確認した（資料１４）。

＊ ６月２９日（水）、債務者である松尾に仮差押命令の決定書が送達された（民保１７条、なお、保全執行後の送達につき民保４３条３項）。

10

【第１部終わり】

保全の申立てには何より迅速性が求められる。管轄の間違い、提出書類の不備、疎明資料の不足などにより発令が遅れると、結果に直結しかねない。修習期間中に、一度は保全の申立書を起案することをお勧めする。

15

【課題】

保全教材１１９頁記載の書式例１は、不動産仮差押命令申立書の一例である。これを参考に、中山弘代理人甲野弁護士として、手元に資料１から資料１０まで及び本書内で取得した各種資料があることを前提に、自分でも別途不動産仮差押命令申立書を起案してみてほしい。

起案に当たっては、①本件の管轄裁判所、②目録の作成方法、③申立書に記載すべき事由、④疎明資料として何を提出するか、⑤添付書類として何を何通提出するかに注意すること。

³² 保全教材 45 頁以下。

³³ 立証活動 61 頁。 <https://www1.touki.or.jp/>

第2部 民事執行編

第1章 平成29年6月14日（水）午前10時 ～ 端緒

＊ 弁護士の甲野太郎は、顧問先の(株)中山商事の中山弘社長から電話を受けた。

【甲野】 はい、もしもし、甲野です。

【中山】 甲野先生、いつもお世話になっております。中山商事の中山です。

5 【甲野】 ああ、中山さん、どうされましたか？

【中山】 随分前のことになりますが、松尾の件は覚えておられますか。

【甲野】 はい、もちろんです。折角、不動産の仮差押えをして、勝訴判決（資料15）

を得て競売までしたのに、配当の段階で他の債権者も配当要求をしてきて…

（当時の事件ファイル中の配当表（資料16）を見ながら）、結局、半分くらい

10 しか回収できませんでしたね。大変残念でした。

【中山】 いえ、先生にお願いしていなければ一円も返ってきませんでしたし、きちんと

と裁判所でスジを通せたので、満足しています。ありがとうございました。と

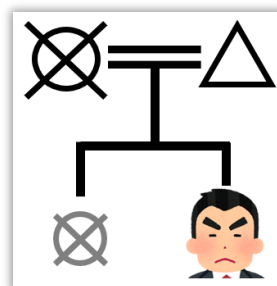
ころで、その松尾なのですが、あの後、函館の実家に戻ったのです。

【甲野】 そうおっしゃっていましたね。実家に戻って事業を継がれたのですか。

15 【中山】 お父さんが経営する、株式会社松尾鉄工所で雇ってもらっていたようなので

すが、差押えに備えて給料の額は低い額にしていたようです³⁴。会社の車に乗
って、会社の経費で飲み歩いていたみたいですけどね…。今でも付き合いのあ
る友人によると、もう取られるものもないから、最近では債権者からの請求も
静かなものだとおぼれていたそうです。

20 そんな状況だったのですが、どうも今年の初めころ³⁵、
そのお父さんが亡くなったようなのです。松尾はお兄さ
んを早くに亡くしていて、子供は松尾一人ですので、遺
産を相続しているのではないかと思いますのです。



³⁴ 給与の場合、手取月額44万円までは4分の3に相当する部分が差押禁止、手取月額44万円を超える場合は33万円が差押禁止。その他、差押禁止債権について、執行教材74頁以下参照。

³⁵ 相続放棄期間（民法915条1項）は経過している。

【甲野】なるほど、それはあり得ますね。亡くなったお父さんの資産は分かかりますか。

【中山】詳しくは分かりませんが、自宅と、会社の工場、それから会社の株式などでしょうか…。あと学生のころ会っただけですが、真面目な感じのお父さんでしたから、貯金もそこそこあったのではないかと思います。

【甲野】そうですか。松尾さんの実家と会社の工場の住所は分かかりますか。

【中山】はい。北海道函館市吉田町1-2-4と、吉田町2-4-8です。

【甲野】ありがとうございます。ちょっと検索してみますね。まず、自宅は…（Webサイト上の登記情報提供サービス³⁶で検索する）、お母さんでしょうか、松尾光子さんが相続を原因とする所有権移転登記をしていますね。工場の土地と建物は…（検索する）、両方、松尾鉄工所の所有ですね。となると、工場の土地建物に強制執行することはできませんので、この会社の株式を松尾さんが相続しているかどうかというところですね。ただ、株主が親族など身近な者だけという同族会社だと、株式の譲渡制限があることがほとんどで、株式を差し押さえてもお金にするのは難しいです。後は、預貯金があるかどうかですね。松尾さんが預貯金を相続しているかもしれませんが、お父さんの口座がどこの銀行のどこの支店にあったか、目星がつかないでしょうか。

【中山】分からないです。しかし、先生、そこを何とかお願いします。

【甲野】そうですね、近所の銀行や会社の取引銀行に差押えをかけることはありますが、やみくもにやるのも難しいです。最近、確定判決などの債務名義があれば、都市銀行やゆうちょ銀行などは弁護士会照会³⁷に応じるようになってきていま

³⁶ 前注 33 参照。

³⁷ 立証活動 80 頁。預金への債権執行は、支店名を特定しなければ行うことができない（最決平成 25 年 1 月 17 日）。したがって、代理人としては債務者が預金を保有する銀行のほか、支店名まで調査する必要がある。従来、判決等の債務名義がある場合でも、預金の有無、支店名、残高に回答する金融機関は少なかったが、近時、都市銀行を中心に照会に応じるところが増加している状況である。その他、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続について、執行教材 115 頁以下参照。

すので、そちらの制度を使って、調べるところから始めましょうか。

【中山】是非、お願いします。

【甲野】承知しました。それでは、この件についても別途、調査に関する委任契約書や委任状をお送りしてスタートしたいと思います。

5

第2章 平成29年6月16日（金）午後1時 ～ 弁護士会照会

＊ 松尾鉄工所のWebサイトから、取引銀行のうちの一つが角丸銀行であること、また同行は債務名義を取得している債権者からの弁護士会照会があった場合、全本支店における債務者名義の預金口座の有無、支店名、預金残高の照会に応じていることが判明した。甲野弁護士は、同行と、松尾鉄工所周辺に支店のある都市銀行の合計2行に対し、預金口座の有無、預金残高を紹介する照会申出書（資料17）を起案して、所属する弁護士会の担当窓口

10 弁護士会照会の申出を行った。

15

第3章 平成29年6月30日（金）午後3時 ～ 債権差押え受任

【甲野】中山さん、こんにちは。今回の件は、先日、別件の打合せの際にご挨拶しました新人の乙原竹子弁護士も一緒に対応したいと思いますので、同席させていただきます。

20

【中山】はい。乙原先生、先日の件ではとても丁寧にご説明を頂き、ありがとうございました。今回も、是非、よろしくお願いします。

【乙原】こちらこそ、よろしくお願いいたします。

25

【甲野】さて、中山さん、弁護士会照会の結果が来ました（資料18）。釧路近くの角丸銀行川上支店に松尾雄二名義の普通預金口座があり、6月26日現在で33万4308円の残高があるようです。ちなみに、もう1行の方は、預金口座がない旨の回答がきました。

【中山】角丸銀行川上支店ですか。随分離れたところに口座を作っていましたね。

【甲野】 それでは、早速、こちらの預金を差し押さえますでしょうか。

【中山】 はい。是非お願いします。松尾とはもう5年くらい音信不通ですので、向こうも油断していると思います。

【甲野】 それでは、正式に、この預金債権の差押えの手続に進みたいと思います。こちらの契約書と委任状をご覧ください、よろしければ、署名、捺印をお願いいたします。

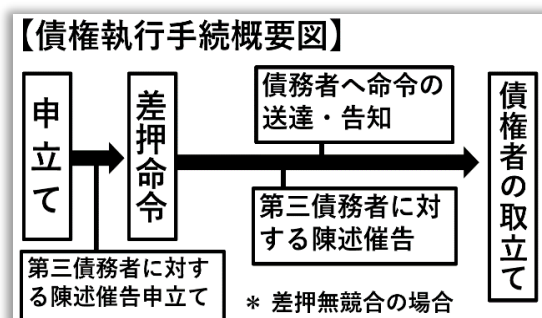
【中山】 （書類を確認して、委任契約書と委任状（資料19）を作成）

これでよろしいでしょうか、ご確認ください。松尾の件は何とかきっちり回収をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

第4章 平成29年6月30日（金）午後4時 ～ 所内打合せ

【甲野】 打合せ、お疲れさま。本件は、松尾さんの当時の自宅不動産の仮差押えから始めましたが、残念ながら、十分に回収できませんでした。今回は、是非回収しましょう。ところで、乙原先生に債権執行をお願いするのは初めてですね。流れは分かっていますか。

【乙原】 はい。司法研修所でしっかり勉強しました。債権執行手続全体の流れは、このようになっています（右の図を書きながら説明）³⁸。



また、強制執行の要件として、債務名義、執行文、送達証明書の3つが大事であると習いました。本件では既に債務名義となる確定した判決正本（資料15）と送達証明書（資料20）はあり、甲野先生が不動産の強制競売の手続をされた際に判決正本に執行文（資料21）の付与も得ておられます。これらは、不動産の強制競売が終わった後に還付³⁹

³⁸ 執行教材 129 頁。

³⁹ 債務名義等の還付手続については、民執規 62 条 2 項参照。

を受けて記録に入っていましたので、すぐに準備に入れます。

【甲野】そうですね。還付を受けた判決正本には、配当を受けた額等が記載された奥書も付いています（資料 2 2）。その点も注意して、白表紙の書式など参照しながら、申立ての準備にとりかかってください。

5 【乙原】はい。必要な書類を調べて、またご報告します。

第 5 章 平成 2 9 年 7 月 4 日（火）午前 1 0 時 ～ 所内打合せ

【乙原】先生、第三債務者である角丸銀行の資格証明書⁴⁰も取得して、必要な書類は
10 全て揃いました。これらを前提に、角丸銀行川上支店あての債権差押命令申立書（資料 2 3）⁴¹を起案しましたので、御検討ください。

【甲野】手早いんですね。（さっと読み）問題ないと思います。第三債務者に対する陳述催告の申立て⁴²も忘れておらず、司法研修所での勉強の効果が出ていますね。それでは、この内容で、手続を始めてください。

【乙原】分かりました。すぐに取りかかります。

15

第 6 章 平成 2 9 年 7 月 4 日（火）午後 1 時 ～ 申立て

* 乙原弁護士は、債権差押命令申立書（資料 2 3）を完成させ、中山の確認を経たうえで、これを〇〇地方裁判所⁴³に提出した。

20

第 7 章 平成 2 9 年 7 月 7 日（金） ～ 発令、その後

- * 〇〇地方裁判所は、債権差押命令（資料 2 4）を発令した。
- * 裁判所書記官は、第三債務者である角丸銀行川上支店に、陳述催告書（資料 2 5）を送付した。
- * なお、債務者には、第三債務者への債権差押命令正本の送達（7 月 1 0 日）

⁴⁰ 前注 27 参照。

⁴¹ 執行教材 154 頁の書式例も参照。

⁴² 民執 147 条 1 項、執行教材 77 頁。

⁴³ 管轄執行裁判所については執行教材 77 頁参照。

が確認された後、7月21日に債権差押命令正本が送達された。

その後、債権者には、7月25日、〇〇地方裁判所から送達通知書が送付された（資料26）。

5 **第8章 平成29年7月13日（木） ～ 第三債務者陳述**

- * 角丸銀行川上支店から、裁判所及び甲野弁護士に、第三債務者の陳述書（資料27）が送付された。

第9章 平成29年8月4日（金） ～ 権利行使

- 10 * 乙原弁護士は、債務者への差押命令送達後、1週間の経過を待ち（民執155条1項⁴⁴）、角丸銀行川上支店に連絡し、取立方法について調整した。
- * 乙原弁護士は、角丸銀行川上支店から指定された必要書類（債権差押命令書、送達通知書の写し、甲野弁護士の印鑑登録証明書⁴⁵）を送付し、甲野弁護士の預り金口座⁴⁶あてに振込みを依頼する手続をとった。

15

第10章 平成29年8月16日（水） ～ 依頼者への送金・終了

- * 甲野弁護士は、預り金口座に角丸銀行から、請求債権及び執行費用全額の振込みがあることを確認し、中山に報告した。
- * 甲野弁護士は、〇〇地方裁判所に、取立完了届（資料28）を提出した⁴⁷。
- 20 * 甲野弁護士は中山と面談し、甲野弁護士が預り金（角丸銀行からの振込金）から弁護士報酬及び実費を受領することの了解を得たうえ、報酬金その他実費の精算書を交付し、預り金からそれらを控除した金額を、中山の指定する預金口座に送金した。

【第2部終わり】

⁴⁴ 執行教材 80 頁。取立権発生まで 1 週間の経過を要するとされていることについては、差押命令に対する執行抗告期間（民執 145 条 6 項、10 条 2 項）参照。

⁴⁵ 通常、代理人個人の印鑑登録証明書（立証活動 71 頁）ではなく、弁護士会に登録した職印に関する弁護士会発行の印鑑証明書で足りる。

⁴⁶ 預り金の保管方法は、弁護士職務基本規程 38 条、預り金等の取扱いに関する規程 3 条、4 条、手引 14 頁、176 頁、185 頁以下など参照。

⁴⁷ 民執 155 条 4 項。なお、本件では取立てにより執行力ある債務名義の正本に表示された債権の全部の満足を得たことが明らかであるため、債務者からの請求があれば、その執行力ある債務名義の正本が債務者に交付される（民執規 145 条、62 条 1 項）。